

第10回山都町農業委員会
総会議事録

令和8年1月9日

令和7年度第10回 山都町農業委員会総会

日 時 令和8年1月9日（金）午後2時00分開会

場 所 清和支所（旧議場）

招集者 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

議事日程

第1 会議録署名委員の指名 6番飯星委員・7番玉目委員

第2 報告第15号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第16号 農地の賃貸借の合意解約について
議案第44号 農地法第3条による許可申請について 9件
議案第45号 農地法第4条による許可申請について 1件
議案第46号 令和7年度第10号農用地利用集積等促進計画について
議案第47号 令和7年度第10号農用地利用集積等促進計画（所有権移転）について
議案第48号 農地法第2条第1項による農地に該当するか否かの判断について
議案第49号 山都町賃借料情報の提供について

出席委員 山本 勝洋、門岡 和美、佐藤 幸代、後藤 康喜、芹口 昭浩、
【19名】 飯星 房雄、玉目 秀二、小崎 芳雄、興梠 辰也、菊池 吉之、
本田 恵藏、山下 照、高森 正、下山 久義、松川 陽一、
下田 孝文、木村 幸則、西田 毅

欠席委員
【1名】 西山 常雄

出席職員
【2名】 興梠 宏幸、藤山真悟

欠席職員
【1名】 松本 文孝

事務局長 皆さん、こんにちは、
(代理 《 前段の挨拶及び報告》
興梶係長) 本日の委員出席は、18名です。
山都町農業委員会会議規則第7条の規定の過半数を超えており、本委員会は成立します。なお、事務局は2名の出席です。

それでは、会議を始めます。開会を 門岡職務代理者にお願いします。

職務代理者 皆さん、こんにちは、《 前段の挨拶。》
挨拶 それでは、令和7年度第10回山都町農業委員会の総会を始めます。

事務局長 続きまして、山本 会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長挨拶 《 会長より挨拶を述べる 》

事務局長 これから議事に入ります。会議規則第4条により議事進行を山本会長に
お願いします。

会長 (以下 それでは、日程第1、会議録署名委員の指名です。
「議長」) 本日は、6番 飯星 委員 ・ 7番 玉目 委員 宜しくお願いします。

議長 日程第2、議案の審議に入ります。
報告第15号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
下記記載の農地について、農地法第3条の3第1項の規定による
届出があったので報告する。

令和8年1月9日提出 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

事務局から説明をお願いいたします。

事務局 報告第15号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明いたし
ます。
今回は5件の届け出があっており、時効による所有権移転が1件、相続による
所有権移転4件です。
詳細は、議案書のとおりです。
以上、報告いたします。

議長

はい、説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

《 質疑なしの声あり 》

はい、質疑はないようでございますので、報告を終わります。

続きまして、

報告第16号 農地の賃貸借権の合意解約について

下記記載の農地について、農地の賃貸借権の合意解約があったので報告する。

令和8年1月9日提出 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

報告第16号 農地の賃貸借権の合意解約について届出について説明いたします。今回は5件の届け出があり詳細は、議案書のとおりです。

以上、報告いたします。

議長

はい、説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

《 質疑なしの声あり 》

はい、質疑はないようでございますので、報告を終わります。

続きまして、

議案第44号 農地法第3条による許可申請について

下記記載の農地について、農地法第3条第1項の規定に基づき許可申請があったので、許可の決定について承認を求めます。

令和8年1月9日提出 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

それでは1番の説明を 12番山下委員お願いします。

山下委員

議案第44号の1番の説明をします。

賃借権設定の案件です。

借受人は農業を営む法人で、山都町・・・の畑合計・・・㎡の5年間の賃借権

山下委員 設定の案件です。
判断の理由
借受人の主な経営は里イモ・トマトです。
貸付人は申請地について借受人と相談し、双方の間で5年間の賃借権設定の話が決まったため申請されました。
申請地は今後借受人が里芋を耕作される予定で、農地を適切に管理・耕作され、効率的に利用されることが見込まれます。
以下、調査書の通りです。
以上のことから、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます。

議長 はい、1番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。
17番 木村 委員

木村委員 ……の……とありますが場所はどこにありますか。

山下委員 ……字……の先にある開拓パイロットの事業用地区内です。

木村委員 ……の代表は誰ですか。

事務局 代表は、………さんです。

議長 17番 木村 委員よろしいでしょうか。

木村委員 はい。

議長 他に質疑ございませんか。
《 質疑なしの声あり 》
はい、質疑はないようでございます。
異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして2番の説明を 16番 下田 委員お願いします。

下田委員 議案第44号2番の説明をします。
所有権移転の案件です。
譲受人は農業を営む個人で、山都町……地区の畑合計……㎡の売買による

下田委員 所有権移転の案件です。
判断の理由
譲受人の主な経営は水稻です。
譲渡人は申請地について譲受人と相談し、双方の間で売買による所有権移転の話が決まったため申請されました。
申請地は今後譲受人が柚子を耕作される予定で、農地を適切に管理・耕作され、効率的に利用されることが見込まれます。
以下、調査書の通りです。
以上のことから、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます。

議長 はい、2番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。
《 質疑なしの声あり 》
はい、質疑はないようでございます。
異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして3番の説明を 13番 高森 委員 お願いします。

高森委員 議案第44号3番の説明をします。
所有権移転の案件です。
譲受人は農業を営む個人で、山都町・・・地区の田合計・・・㎡の売買による所有権移転の案件です。
判断の理由
譲受人の主な経営は水稻・茶です。
譲渡人は申請地について譲受人と相談し、双方の間で売買による所有権移転の話が決まったため申請されました。
申請地は今後譲受人が水稻を耕作される予定で、農地を適切に管理・耕作され、効率的に利用されることが見込まれます
以下、調査書の通りです。
以上のことから、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます。

議長 はい、3番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。
《 質疑なしの声あり 》
はい、質疑はないようでございます。
異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

議長 続きまして4番の説明を 13番 高森 委員 お願いします。

高森委員 議案第44号4番の説明をします。
所有権移転の案件です。
譲受人は農業を営む個人で、山都町・・・地区の田合計・・・㎡の売買による所有権移転の案件です。
判断の理由
譲受人の主な経営は水稻・茶です。
譲渡人は申請地について譲受人と相談し、双方の間で売買による所有権移転の話が決まったため申請されました。
申請地は今後譲受人が水稻を耕作される予定で、農地を適切に管理・耕作され、効率的に利用されることが見込まれます。
以下、調査書の通りです。
以上のことから、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます。

議長 はい、4番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。
《 質疑なしの声あり 》
はい、質疑はないようでございます。
異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして5番の説明を 6番 飯星 委員 お願いします。

飯星委員 議案第44号5番の説明をします。
所有権移転の案件です。
譲受人は農業を営む個人で、山都町・・・地区の田合計・・・㎡の売買による所有権移転の案件です。
判断の理由
譲受人の主な経営は水稻・トマトです。
譲渡人は譲り受け人と相談し、双方の間で売買による所有権移転の話が決まったため申請されました。
申請地は今後譲受人が水稻を耕作される予定で、農地を適切に管理・耕作され、効率的に利用されることが見込まれます
以下、調査書の通りです。
以上のことから、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます。

議長

はい、5番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

《 質疑なしの声あり 》

はい、質疑はないようでございます。

異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして6番の説明を 5番 芹口 委員 お願いします。

芹口委員

議案第44号6番の説明をします。

所有権移転の案件です。

譲受人は農業を営む個人で、山都町・・・地区の畑合計・・・㎡の贈与による所有権移転の案件です。

判断の理由

譲受人の主な経営は水稻・栗です。

譲渡人は譲り受け人と相談し、双方の間で贈与による所有権移転の話が決まったため申請されました。

申請地は今後譲受人が栗を耕作される予定で、農地を適切に管理・耕作され、効率的に利用されることが見込まれます。

以下、調査書の通りです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます。

議長

はい、6番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

《 質疑なしの声あり 》

はい、質疑はないようでございます。

異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして7番の説明を 5番 芹口 委員 お願いします。

芹口委員

議案第44号7番の説明をします。

所有権移転の案件です。

譲受人は農業を営む個人で、山都町・・・地区の田・畑合計・・・㎡の売買による所有権移転の案件です。

判断の理由

譲受人の主な経営は水稻・栗です。

譲渡人は譲り受け人と相談し、双方の間で売買による所有権移転の話が決まったため申請されました。

芹口委員 申請地は今後譲受人が水稻・栗を耕作される予定で、農地を適切に管理・耕作され、効率的に利用されることが見込まれます。
以下、調査書の通りです。
以上のことから、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます。

議長 はい、7番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。
はい、17番 木村 委員

木村委員 6番と7番は同じ場所ですか。

芹口委員 6番と7番は同じ場所ではないのですが近い所にあります。

木村委員 全体的に譲り受けされるのですか。

事務局 はい。全体的に管理されます。

議長 17番 木村 委員よろしいでしょうか。

木村委 はい。

議長 他に質疑ございませんか。
《 質疑なしの声あり 》
はい、質疑はないようでございます。
異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして8番の説明を 5番 芹口 委員 お願いします。

芹口委員 議案第44号8番の説明をします。
所有権移転の案件です。
譲受人は農業を営む個人で、山都町・・・地区の畑合計・・・㎡の贈与による所有権移転の案件です。
判断の理由
譲受人の主な経営は水稻・キャベツです。
譲渡人は譲り受け人と相談し、双方の間で贈与による所有権移転の話が決まったため申請されました。
申請地は今後譲受人がキャベツを耕作される予定で、農地を適切に管理・耕作

芹口委員　　され、効率的に利用されることが見込まれます。
以下、調査書の通りです。
以上のことから、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます。

議長　　はい、8番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。
13番　高森　委員

高森委員　　8番の譲受人と、6番の譲渡人は土地の交換をされたのですか。

事務局　　土地の交換ではないのですが、以前から土地についてやり取りした経緯があり、今回は・・・から・・・へ移動して、後で8番案件の・・・から・・・へ移動しましたが、両者は親戚関係にありこの畑は・・・が以前から管理されていて現状通りです。

議長　　13番　高森　委員よろしいでしょうか。

高森委員　　はい。

議長　　他に質疑ございませんか。
《 質疑なしの声あり 》
はい、質疑はないようでございます。
異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして9番の説明を　5番　芹口　委員　お願いします。

芹口委員　　議案第44号9番の説明をします。
所有権移転の案件です。
譲受人は農業を営む個人で、山都町・・・・・・地区の田・畑合計・・・㎡の贈与による所有権移転の案件です。
判断の理由
譲受人の主な経営は水稻・栗です。
譲渡人は譲り受け人と相談し、双方の間で贈与による所有権移転の話が決まったため申請されました。
申請地は今後譲受人が水稻・栗を耕作される予定で、農地を適切に管理・耕作され、効率的に利用されることが見込まれます。
以下、調査書の通りです。

芹口委員 以上のことから、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます。

議長 はい、6番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

《 質疑なしの声あり 》

はい、質疑はないようでございます。

異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして

議案第45号 農地法第4条による許可申請について

下記記載の農地について、農地法第4条第1項の規定に基づき許可申請があったので、許可の決定について承認を求める。

令和8年1月9日提出 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

それでは、1番の説明をして頂きます。

1番の説明を 10番 菊池 委員お願いします。

菊池委員 1番の転用案件の説明をします。

転用者は町内に居住する個人で、所有する山都町・・・の畑・・・筆合計・・・㎡を植林して山林に転用する案件です。

別添の土地利用計画図もご覧ください。

農地区分は、中山間地域の基盤整備等の対象となっていない10ha未満の農地であり、第2種農地と判断されます。

事業内容はスギ 2, 180本を植林するもので植林の規模も山都町森林整備計画の観点からも妥当と思われます。

申請地は現在維持管理のみされている状況です。周囲を山林・原野に囲まれ、鳥獣害も多いなど利用条件が悪いことから借り手、買い手も見つかりません。

転用者は農業後継者もなく今後農地として管理していくことが困難であることから荒廃防止のために止む無くスギを植林し山林として管理するものです。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、隣接農地は存在しますが日照、通風・耕作等への影響はありません。

排水も雨水のみの自然浸透で、区長からの同意書も提出されており問題はないと思われます。

なお、申請面積が3,000㎡を超えているため、山都町農業委員会総会での許可相当の判断が出た後に、県の常設審議委員会にかけることとなります。

菊池委員 以上、ご審議の方よろしくお願ひいたします。

議長 はい、1番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。
16番 下田 委員

下田委員 資料の写真を見ると平地で広くて場所も良く、畜産農家が飼料作物を生産するのに適しているような土地で、山林にするには勿体ない様な気がするのですが。

事務局 この農地は牧草の採草地として使われていたのですが、転用者は農業後継者もなく広すぎてご夫婦二人だけでは管理出来ないということもあり、植林して山林に転用したいという案件です。

議長 16番 下田 委員よろしいでしょうか。

下田委員 はい。

議長 他に質疑ございませんか。
《 質疑なしの声あり 》
はい、質疑はないようでございます。
異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして、

議案第46号 令和7年度第10号農用地利用集積等促進計画について
農地中間管理事業の推進に関する法律第19条に基づき別紙について意見を求める。

令和8年1月9日提出 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第46号について説明をします。
熊本県農業公社を通じた農地の貸し借りについての案件です。
今回16件上がっております。

申請番号1です。

事務局

山都町・・・の畑、・・・筆、・・・ m^2 、
農地の出し手から農業公社および受け手に5年間の使用貸借権設定の新規案件
になります。

受け手の経営作物はトマト、肉用牛です。

申請番号2です。

山都町・・・の畑、・・・筆、・・・ m^2 、
農地の出し手から農業公社および受け手に5年間の使用貸借権設定の新規案件に
なります。

受け手の経営作物はトマト、肉用牛です。

申請番号3です。

山都町・・・の畑、・・・筆、・・・ m^2 、
農地の出し手から農業公社および受け手に5年間の貸借権設定の新規案件に
なります。

受け手の経営作物はトマト、肉用牛です。

申請番号4です。

山都町・・・の畑、・・・筆・・・ m^2 、
農地の出し手から農業公社および受け手に5年間の使用貸借権設定の新規案件
になります。

受け手の経営作物はトマト、肉用牛です。

申請番号5です。

山都町・・・の畑、・・・ m^2 、
農地の出し手から農業公社および受け手に5年間の使用貸借権設定の新規案件
になります。

受け手の経営作物は牧草、肉用牛です。

申請番号6です。

山都町・・・の畑、・・・筆・・・ m^2 、
農地の出し手から農業公社および受け手に5年間の使用貸借権設定の新規案件
になります。

受け手の経営作物は牧草、肉用牛です。

申請番号7です。

山都町・・・の畑、・・・ m^2 、
農地の出し手から農業公社および受け手に5年間の使用貸借権設定の新規案件

事務局

になります。
受け手の経営作物は牧草、肉用牛です。

申請番号8です。
山都町・・・の畑、・・・ m^2 、
農地の出し手から農業公社および受け手に5年間の賃借権設定の新規案件になります。
受け手の経営作物は牧草です。

申請番号9です。
山都町・・・の田、・・・筆・・・ m^2 、
農地の出し手から農業公社および受け手に10年間の賃借権設定の新規案件になります。
受け手の経営作物は水稻です。

申請番号10です。
山都町・・・の田、・・・筆・・・ m^2 、
農地の出し手から農業公社および受け手に10年間の賃借権設定の新規案件になります。
受け手の経営作物は水稻です。

申請番号11です。
山都町・・・の田、・・・筆・・・ m^2 、
農地の出し手から農業公社および受け手に10年間の賃借権設定の新規案件になります。
受け手の経営作物は米・トマト・栗です。

申請番号12です。
山都町・・・の田・畑、・・・筆・・・ m^2 、
農地の出し手から農業公社および受け手に10年間の賃借権設定の新規案件になります。
受け手の経営作物は水稻・里芋です。

申請番号13です。
山都町・・・の田、・・・筆、・・・ m^2 、
農地の出し手から農業公社および受け手に10年間の賃借権設定の新規案件になります。
受け手の経営作物は水稻・里芋です。

事務局

申請番号14・15については、
農地の出し手から農業公社への貸付期間が10年、
農業公社から受け手への貸付期間が5年のように貸付期間が異なっているもの
について、農業公社から受け手への貸付期間を更新する案件となります。

申請番号14です。
山都町・・・の田、・・・筆・・・m²、
農業公社から受け手に5年間の賃借権設定の更新案件になります。
受け手の経営作物は水稻等です。

申請番号15です。
山都町・・・の田、・・・筆・・・1m²、
農業公社から受け手に5年間の賃借権設定の更新案件になります。
受け手の経営作物は水稻等です。
以上です。

議長

はい、ただいま事務局より説明がありました。質疑に入りたいと思います。
《 質疑なしの声あり 》
はい、質疑はないようでございます。

それでは、採決に入ります。議案第46号について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、全員賛成です。
よって、議案第46号 令和7年度第10号農用地利用集積等促進計画について、令和8年1月9日に許可を決定致します。

続きまして

議案第47号 令和7年度第10号農用地利用集積等促進計画
について(所有権移転)
農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき別紙について意見を求める。

令和8年1月9日提出 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第47号について説明します。

農地中間管理機構である熊本県農業公社を通じた売買による所有権移転関係です。

今回2件上がっております。

申請番号1です。

山都町・・・の畑、・・・筆、・・・㎡、農地中間管理機構の特例事業による熊本県農業公社の買入案件になります。

譲渡人は、今後農地を管理していくことが困難なため申請されました。

譲受人も決まっているため、今後の総会において、譲受人への売渡案件が議案に掛けられる予定です。

申請番号2です。

山都町・・・の畑、・・・筆、・・・㎡、農地中間管理機構の特例事業による熊本県農業公社の買入案件になります。

譲渡人は、町外に在住のため、今後農地を管理していくことが困難なため申請されました。

譲受人も決まっているため、今後の総会において、譲受人への売渡案件が議案に掛けられる予定です

以上です。

議長

はい、ただいま事務局より説明がありました。質疑に入りたいと思います。

《 質疑なしの声あり 》

はい、質疑はないようでございます。

それでは、採決に入ります。議案第47号について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、全員賛成です。

よって、議案第47号 令和7年度第10号農用地利用集積等促進計画

(所有権移転) について、令和8年1月9日に許可を決定致します。

続きまして

議案第48号 農地法第2条第1項による農地に該当するか否かの判断について、意見を求めます。

議長 令和8年1月9日提出 山都町農業委員会会長 山本 勝洋
事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第48号 農地法第2条第1項による農地に該当するか否かの判断について説明いたします。
総会資料をご覧ください。併せて、別添の写真もご覧ください。
今回、非農地であると判断した農地については、畑・・・筆の・・・㎡の農地で、農業委員及び推進委員の方に現地確認を行っていただき、農地への復旧困難や復旧しても継続的に利用されないと見込まれる農地について、判断したのになります。
議案第48号についての説明は以上です。

議長 はい、ただいま事務局より説明がありました。質疑に入りたいと思います。
《 質疑なしの声あり 》
はい、質疑はないようでございます。
議案第48号の農地について、農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断については、異議なしということで、記載されているとおりであると判断します。

続きまして、

議案第49号 山都町賃借料情報の提供について
令和7年分の実勢の賃借料について公表しなければならないので意見を求めます。

令和8年1月9日提出 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

事務局から説明をお願いいたします。

事務局 議案第49号 山都町賃借料情報の提供について説明いたします。
総会資料をご覧ください。
農業委員会では年1回賃借料情報の提供を行っています。
令和7年1月から12月までに締結（公告）された賃借料水準（10a当たり）を地域名、平均額、最高額、最低額、データ数の順に読み上げます。
1. 田の部
矢部地区
地域名 ……円 平均額 ……円 最高額 ……円

事務局 データ数・・・件
清和地区
地域名・・・円 平均額・・・円 最高額・・・円
データ数・・・件
蘇陽地区
地域名・・・円 平均額・・・円 最高額・・・円
データ数・・・件
この外、物納が・・・件あり、全て玄米で平均10a当たり・・・kgとなっております。

続きます

2. 畑の部

矢部地区
地域名・・・円 平均額・・・円 最高額・・・円
データ数・・・件

清和地区
地域名・・・円 平均額・・・円 最高額・・・円
データ数・・・件

蘇陽地区
地域名・・・円 平均額・・・円 最高額・・・円
データ数・・・件
この外、物納1件あり、全て玄米で平均10a当たり・・・kgとなっております。
金額は、算出結果の小数点以下を四捨五入しています。
以上です。

議長 はい、説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。
11番 本田 委員

本田委員 田に比べて畑の方の金額が高いのはどういうことですか。

事務局 昨今は米の値段が高く田の方がより高いイメージがありますが、昨年の中間管理事業の中で、施設・ハウス等込みという事で畑の賃借設定が高い事業が1件あり、それに値段が引っ張られていると考えられます。今回は概ねその1件以外は田のほうが高いです。

議長 11番 本田 委員よろしいでしょうか。

本田委員 はい。

議長 他に質疑ございませんか。
《 質疑なしの声あり 》
はい、質疑はないようでございます。

それでは、採決に入ります。議案第49号山都町賃借料情報の提供について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、全員賛成です。よって、議案第49号山都町賃借料情報の提供について、令和8年1月9日に決定致します。

以上で、議案はすべて終わりました。
進行を事務局にお返しします。

事務局長 審議が終わりましたので、閉会を佐藤 副会長にお願いいたします。
代理

佐藤副会長 皆様、大変お疲れさまでした。
報告及び議案につきまして慎重審議頂きありがとうございました。
これをもちまして、令和7年度第10回山都町農業委員会総会を閉会
いたします。

この議事録は、書記が記録したものであるが、その内容に相違がないことを証し、ここに署名する。

山都町農業委員会会長

6 番 飯星 委員

7 番 玉目 委員